

区民の声

— 広聴・相談 1 年の記録 —

No.73

(令和7年4月～令和8年3月)



大田区公式PRキャラクター

はねびよん

大田区

はじめに

区は、めざすべき将来像「心やすらぎ 未来へはばたく 笑顔のまち 大田区」の実現のため、具体的な施策や事業をまとめた基本計画・実施計画及び持続可能な自治体経営実践戦略を令和7年3月に策定いたしました。これらの計画を力強く推進し、より豊かで、より魅力的な誰もが住み続けたい大田区を実現できるよう取り組んでおります。

広聴広報課では、区民の声を施策に反映するため、区政参画の機会として、「電話や窓口」、「電子メール」、「区長への手紙」、「区民と区長との懇談会」、「区民意見公募手続(パブリックコメント)」、「大田区政に関する世論調査」、「わたしの提案(区民提案制度)」等、様々な広聴・相談活動を充実させ、区民の声の把握に努めております。

この冊子は、令和7年度のこうした区民の声をまとめたものです。ここにまとめられた意見や要望は、区民が日常生活の中で感じた区政に対する率直な声です。これらの意見や要望を謙虚に受けとめ、区政に活かす仕組みを整え活用してまいります。

令和8年9月 企画経営部 広聴広報課

区民の声

No.73

Index

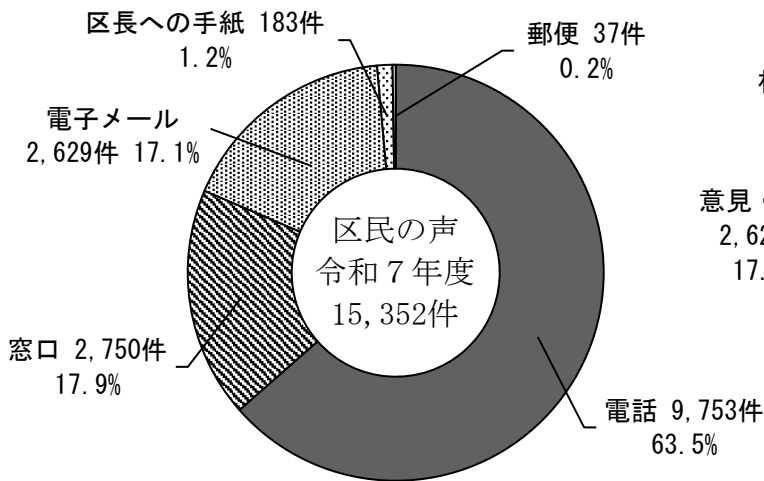
区民の声の流れ	1
受付方法	1
分類方法、処理方法	2
区民の声の分析	3
「大田区基本計画」基本目標別の件数	3
意見・要望の項目別件数	5
意見・要望、問い合わせ 上位5項目の内容	7
相談の内容	8
主な区民の声の要旨	9
専門相談	19
区民と区長との懇談会	21
区民意見公募手続(パブリックコメント)	23
大田区政に関する世論調査	25
わたしの提案(区民提案制度)	26
区政情報コーナー	27

区民の声の流れ

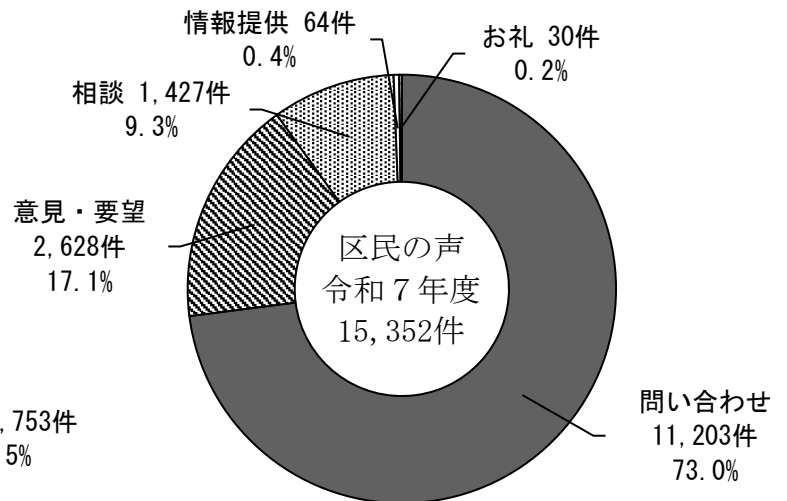
受付方法

広聴広報課では、電話、窓口、電子メール、区長への手紙等様々な方法で区民の声を受け付けています。令和7年4月から令和8年3月までの1年間で受け付けた総数は15,352件となりました。

受付方法別内訳

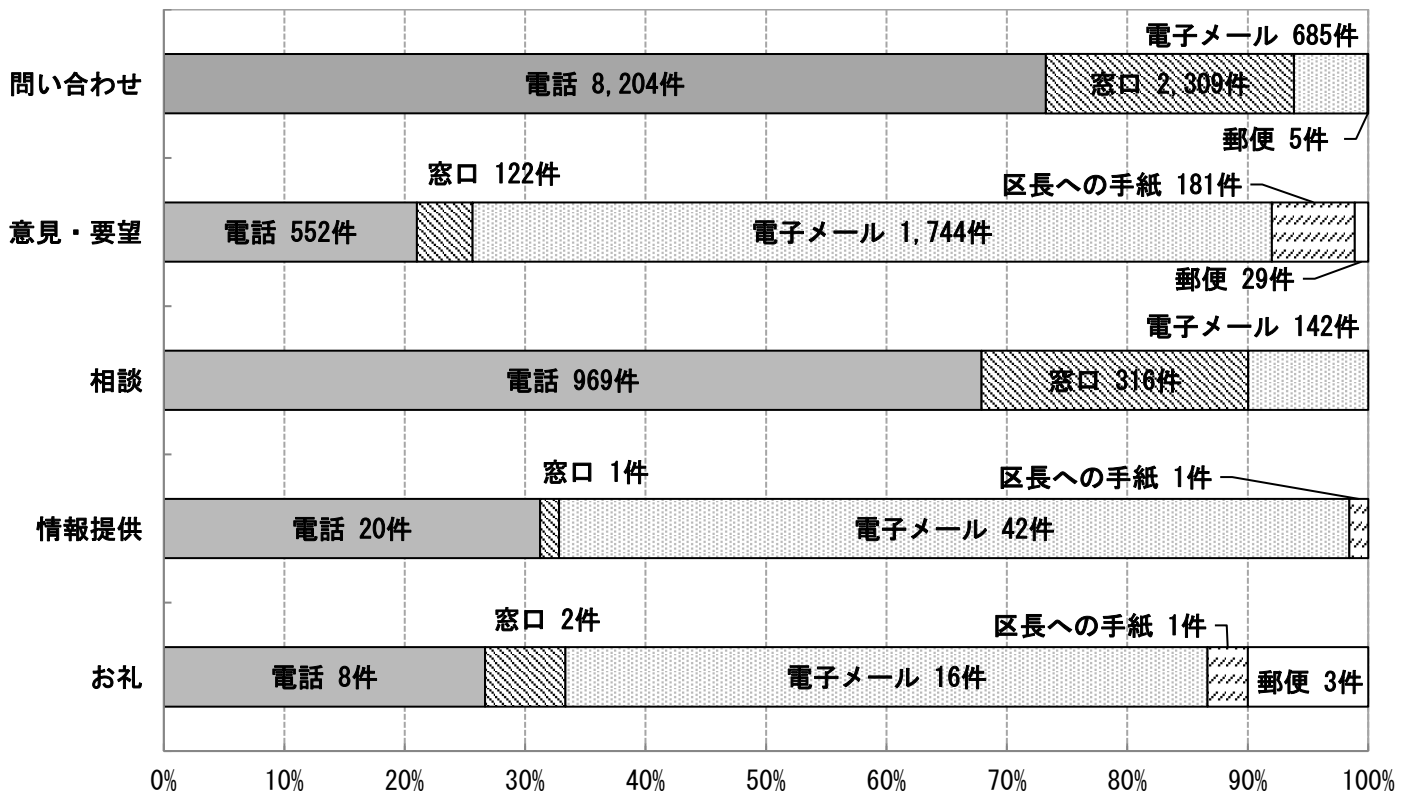


内容別内訳



※内訳の比率 (%) は、小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位までで示しているため、比率の合計は必ずしも 100.0%にならない場合があります。

区民の声 内容別の受付方法の内訳



分類方法

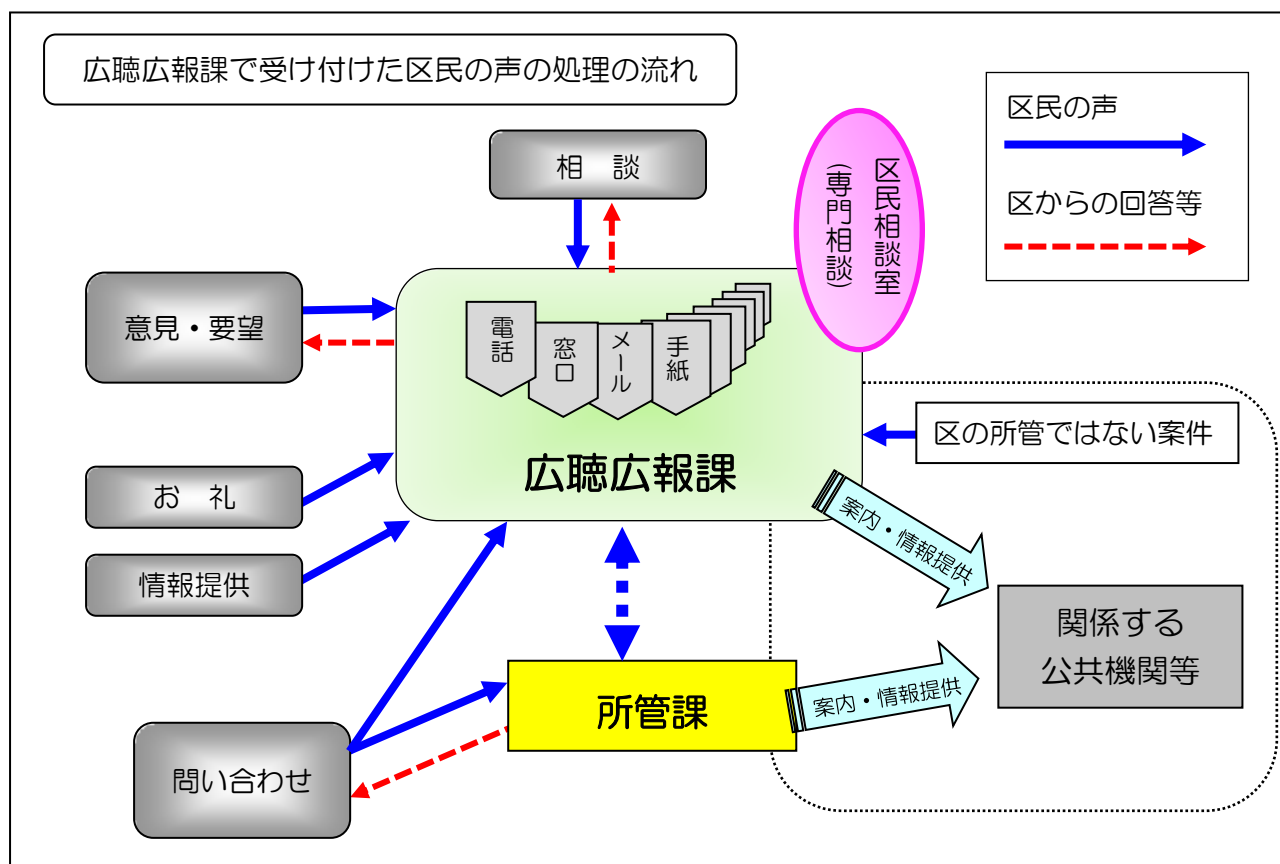
広聴広報課で受け付けた区民の声は内容によって、次のように分類しました。

意見・要望	区の業務等に対して、「〇〇してほしい」という要望、「〇〇すべきだ」「〇〇したらよい」という意見・提案、職員や制度・施設に対する苦情・不満
問い合わせ	区の業務や手続等についての問い合わせ
情報提供	区の業務等に関して、参考にしてほしい情報の提供
お礼	区の対応や職員に対するお礼
相談	日常生活の中でのトラブルや悩み等の相談

処理方法

広聴広報課で受け付けた区民の声は、所管課に対応を依頼します。区の所管でないものは、関係する公共機関等を案内するか、個人情報伏せの上で、内容を関係機関に情報提供しています。

また、日常生活の中でのトラブルや悩みに対しては、区民相談室で実施している法律相談等の専門相談や関係機関等を案内し、専門家に相談することを勧めています。



区民の声の分析

「大田区基本計画」基本目標別の件数

広聴広報課に寄せられた区民の声のうち、区の所管のもの（13,925 件）を、「大田区基本計画」の基本目標別に仕分けました。各項目の件数は次のとおりです。

基本目標	項目	問い合わせ	意見・要望	情報提供	お礼	計
未来を創り出すこどもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち	子育て支援	19	81	2	0	102
	保育サービス	8	42	0	0	50
	学校教育	31	134	0	0	165
	幼児教育	1	2	0	0	3
小計		59	259	2	0	320
文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち	高齢者福祉	77	45	1	0	123
	人権	14	13	0	0	27
	生活保護・支援	122	146	0	0	268
	障がい者福祉	16	100	0	0	116
	地域社会・文化	30	34	1	0	65
	国際交流	22	7	0	0	29
	健康づくり	36	95	0	1	132
	衛生	32	75	1	0	108
	動物愛護	4	9	0	0	13
	スポーツ	4	26	0	0	30
	図書館	12	36	0	1	49
	生涯学習	4	1	0	0	5
小計		373	587	3	2	965

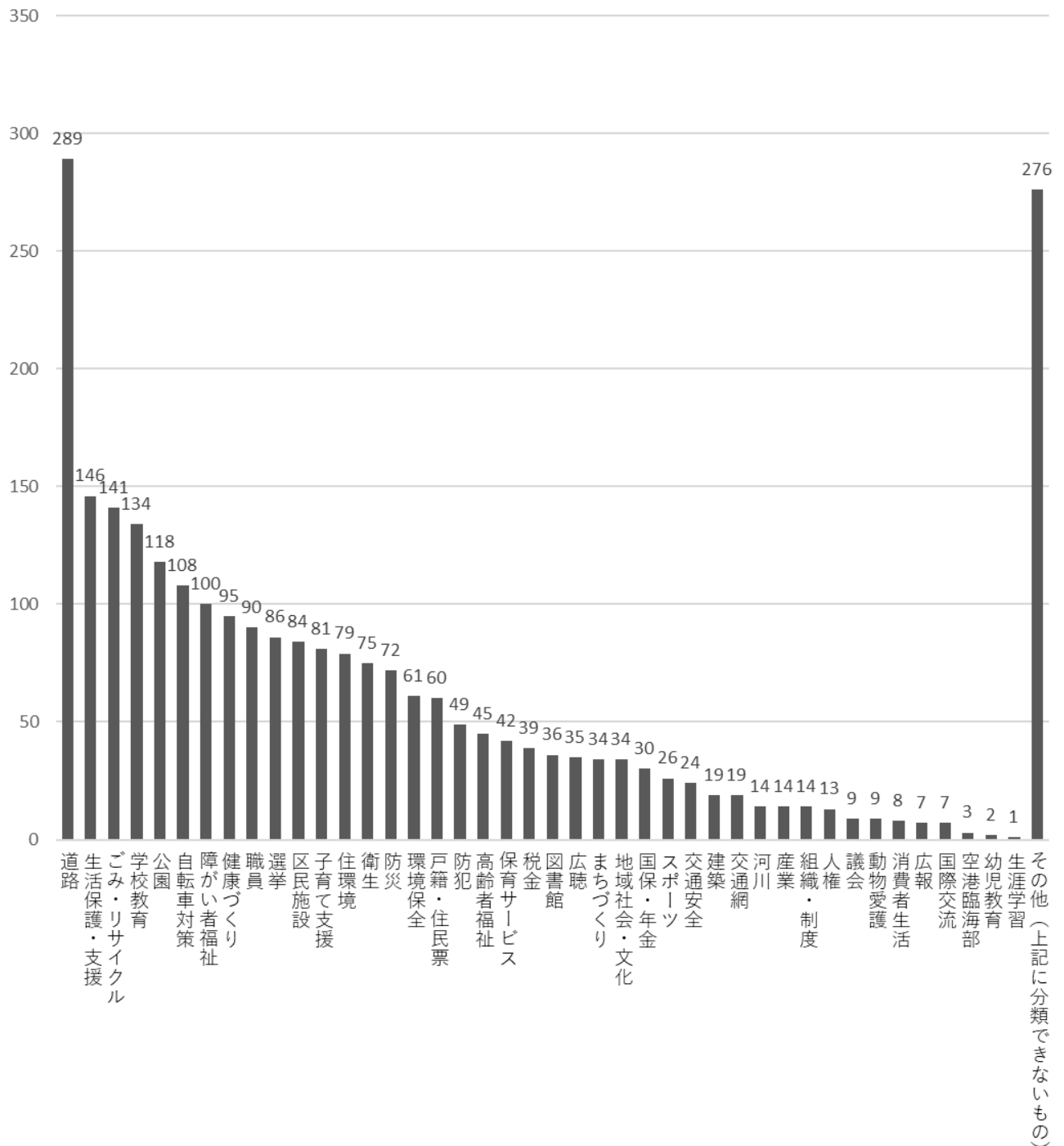
豊かな環境と産業の活力で 持続的に発展するまち	産業	31	14	0	0	45
	環境保全	18	61	0	1	80
	ごみ・リサイクル	47	141	1	0	189
	観光	5	0	0	0	5
小計		101	216	1	1	319
安全・安心で活気とやすら ぎのある快適なまち	防災	91	72	7	0	170
	防犯	21	49	3	0	73
	消費者生活	29	8	0	0	37
	住環境	114	79	0	2	195
	まちづくり	23	34	0	0	57
	建築	61	19	0	0	80
	交通網	5	19	0	0	24
	空港臨海部	1	3	0	0	4
	道路	100	289	4	3	396
	公園	26	118	1	2	147
	河川	3	14	0	0	17
	交通安全	5	24	0	1	30
	自転車対策	21	108	1	1	131
小計		500	836	16	9	1,361
持続可能な自治体経営	広報	52	7	0	0	59
	広聴	8,020	35	3	5	8,063
	職員	17	90	1	5	113
	組織・制度	11	14	0	0	25
	税金	150	39	0	1	190
	議会	6	9	0	0	15
	選挙	37	86	0	0	123
	戸籍・住民票	223	60	1	0	284
	国保・年金	97	30	0	3	130
	区民施設	30	84	0	1	115
小計		8,643	454	5	15	9,117
その他(上記に分類できないもの)		1,527	276	37	3	1,843
総計		11,203	2,628	64	30	13,925

意見・要望の項目別件数

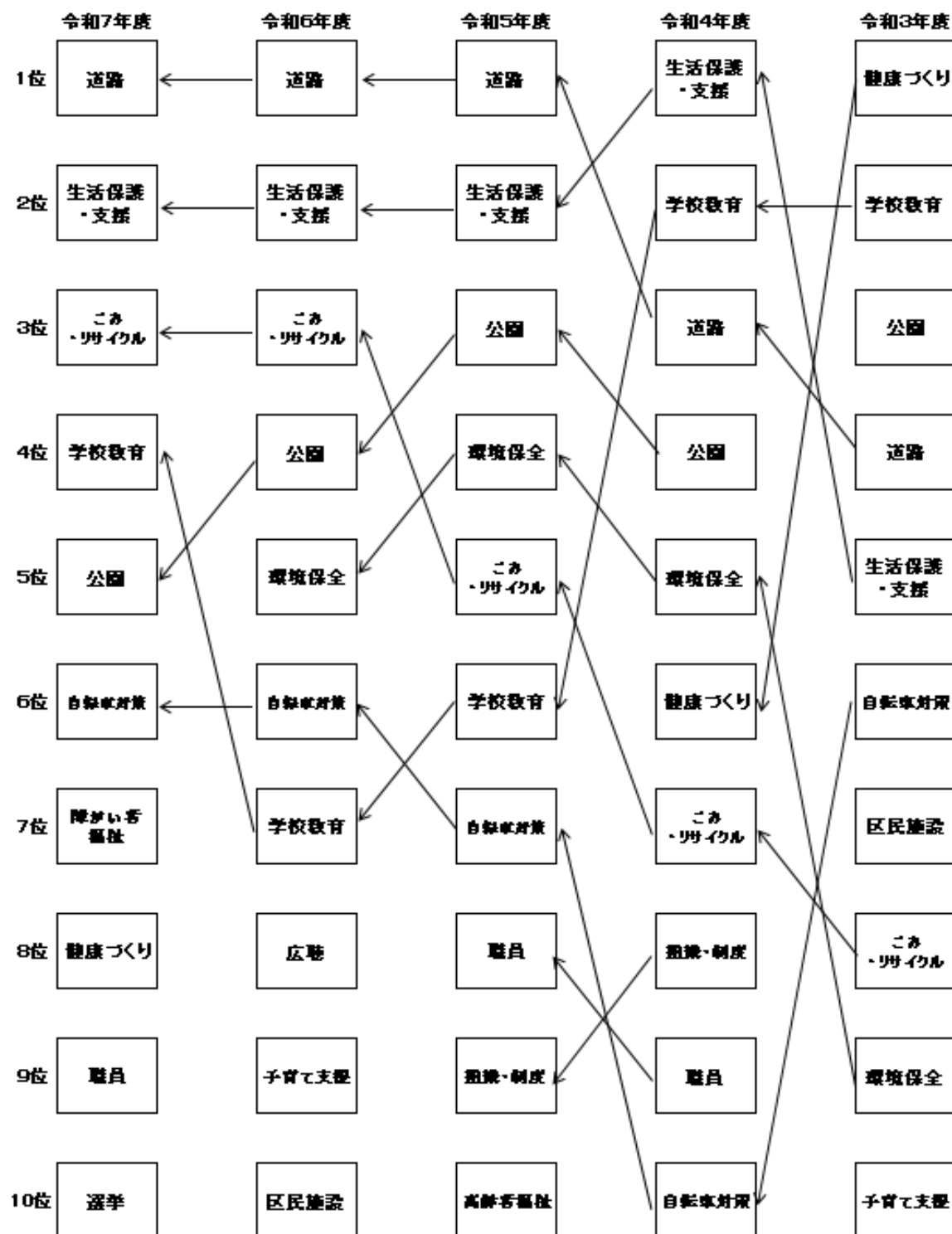
意見・要望の受付件数が最も多いものは、「道路」に関するものです。1年間で289件の意見・要望を受け付けました。次いで「生活保護・支援」の146件、「ごみ・リサイクル」の141件の順に、意見・要望の多い項目が続きます。

意見・要望 項目別件数

(単位：件)



【意見・要望 経年比較（上位 10 項目）】



令和7年度は、「道路」「生活保護・支援」といった項目において、意見・要望を多く受け付けております。

意見・要望、問い合わせ 上位5項目の内容

【意見・要望（上位5項目）の内容】

広聴広報課で受け付けた意見・要望（総件数 2,628 件）の中で、件数の多かった上位5項目とその内容は、次のとおりです。

順位	項目	内容	件数
1	道路	樹木剪定、安全確保、通行支障、不法占拠等	289
2	生活保護・支援	ケースワーカーの対応等	146
3	ごみ・リサイクル	ごみ集積所、リチウムイオン電池の廃棄、不法投棄等	141
4	学校教育	タブレット、教師、学校の騒音、給食等	134
5	公園	修繕維持、遊具、維持管理、利用方法等	118

【問い合わせ（上位5項目）の内容】

広聴広報課で受け付けた問い合わせ（総件数 11,203 件）の中で、広聴に関するもの以外で件数の多かった上位5項目とその内容は、次のとおりです。

順位	項目	内容	件数
1	戸籍・住民票	マイナンバー、各種届出等	223
2	税金	納税、課税、納付方法等	150
3	生活保護・支援	生活の相談、家庭相談、DV相談等	122
4	住環境	自宅等の修繕、騒音等	114
5	道路	境界、不法占拠等	100

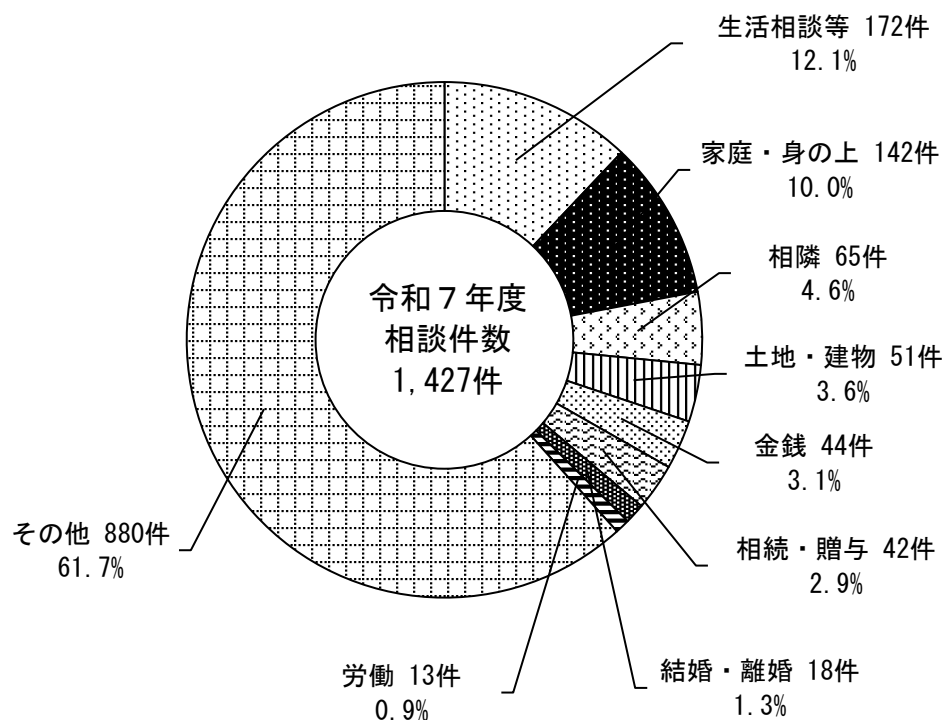
※問い合わせ件数で最も多いのは、広聴に関するもの（8,020 件）であり、そのほとんどが法律相談等の専門相談に関することとなっています。

相談の内容

広聴広報課の窓口や電話には、日常の簡単な生活知識に関することから、民事上のトラブル、家庭における悩み等、様々な相談が寄せられています。具体的な問題解決に向けては、専門機関等を案内し、専門家に相談することを勧めています。

生活相談等が 172 件と最も多く、次いで家庭・身の上に関する相談となっています。

生活相談等 生活知識についての問い合わせ、住宅問題、生活相談等	172 件	家庭・身の上 夫婦関係、親族関係、異性関係、家庭内暴力、病 気、医療、交通事故相談等	142 件
相隣 人づきあい、生活騒音、悪臭、排水、境界・私道、 建築・工事、配管等	65 件	土地・建物 不動産取引、借地一般、借地・借家更新、借家一 般、立退き、登記、税、道路、境界線等	51 件
金銭 貸借一般、消費者金融、損害賠償、契約、裁判手 続、融資等	44 件	相続・贈与 相続一般、遺言、遺産分割、相続放棄、贈与等	42 件
結婚・離婚 結婚、離婚、親権等	18 件	労働 求人、倒産、解雇、賃金、労働条件、社会保険、 労災、職場の人間関係等	13 件
その他 上記に分類できないもの	880 件		



※内訳の比率 (%) は、小数点以下第 2 位を四捨五入して小数点以下第 1 位まで示しているため、比率の合計は必ずしも 100.0%にならない場合があります。

主な区民の声の要旨

広聴広報課に寄せられた主な区民の声と回答・処理経過について、要旨を掲載します。

なお、特に記載がない限り日付は令和7年度内のものです。

I 未来を創り出す子どもたちが夢と希望をもって健やかに育つまち

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	□日帰り産後ケアに某ケアステーションを使える施設として追加してほしい。某ケアステーションで出産し宿泊型産後ケアも行き、とてもよかったので、日帰りショートステイも区の助成をつけてほしい。 ■区では産後ケア事業を開始以来、今日まで、ご希望される方が利用しやすいように内容を拡充し、現在は、多くの方にご利用いただいている状況。日帰り型の利用場所については、頂戴したご意見を参考にし、産後の心身のケア、育児の支援、その他母子の健康維持及び推進に必要な支援において、さらなる充実を図るように努力していく。
(2)	□夏休みの学童の弁当の注文が可能になり大変助かっているが、お盆休み、冬休み、春休みの提供がないのでこの期間も提供していただきたい。 ■お盆期間については、お盆の時期に休業期間を設けている事業者も多く、事業者の労務環境等の観点からご理解いただきたい。冬休み、春休みは、比較的短期間であるのに対し、長期間の夏休みは特に保護者様の負担が大きくなるため、優先的に実施している。今後の利用状況や評価を踏まえつつ、利用に関する貴重なご意見として参考とさせていただく。
(3)	□大田区児童館構想により、2026年3月に大森南児童館が閉館と聞いた。当該児童館は、大森南地区の重要なコミュニティの場のため、閉館は大反対。近隣に新たな児童館ができるのであれば良いが、そのような想定はなく、大変困惑している。 児童館構想とあるが、そのあたりの想定と考えを聞きたい。 ■大森南児童館は大森南地区の重要なコミュニティの場であることや、また閉館に対する反対についてのご意見は、区としても重く受け止めている。 区では、令和7年3月に策定した「大田区児童館構想」を踏まえ、区全体における区立児童館の適正配置や役割等の考え方について整理し、現在44施設ある児童館を概ね28施設とする方針のもと、施設の統廃合について検討を進めている。 近隣施設の状況や利用実態などを総合的に考慮した結果、大森南児童館は、廃止する判断に至った。一方で、子どもや若者が安心して過ごせる居場所の重要性は、区としても認識しているため、近隣の児童館等施設のほか、地域資源等を活用した居場所づくりについて検討を進めていく。区の子ども施策にご理解とご協力をいただきたい。

(4)	□まなびポケットは非常に使いやすく重宝していたが、tetoruに代わりとても不便になった。 Web 画面で欠席連絡もお知らせを見ることができない。 連絡アプリは利便性を上げるためのツールだと思うが、明らかに利便性の下がる変更をした理由を知りたい。 ■まなびポケットの操作に慣れ親しんでいたところに tetoru への切り替えにより不便を感じることであり、申し訳ない。 区は、スマートフォンやアプリが社会生活に浸透する中、電話による保護者連絡のさらなる縮減を見込み、学校と保護者をつなぐ連絡アプリとして、tetoru を導入した。tetoru には、兄弟姉妹の画面を一元管理する新機能や、学校からに加えて教育委員会等からの連絡もダイレクトに受け取ることができる新機能などがあり、教員にとっても、保護者からの欠席連絡を従来のまなびポケットよりもさらに正確かつ簡便に把握できる等の利点があるため、ご理解願いたい。 なお、指摘のとおり、tetoru は Web 画面で欠席連絡やお知らせ配信を受信することはできないが、アプリへログイン後「設定」→「メール受信設定」をオンにすることで、メールでもお知らせを受信することができるので、ご活用いただきたい。
-----	---

Ⅱ文化を伝え育み誰もが笑顔でいきいき暮らすまち

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	□他区の図書館にある本を区の図書館を通じて借り出す場合、1 か月近くかかっているように思う。なぜ、そんなにかかるのだろうか。せめて、10 日間程度で、大田区図書館に届くようにしていただきたい。 ■他区図書館からの本の取り寄せについては、概ね以下の 1 から 6 の流れで行う。 1 利用者様からの要望により、区から他区へ本の予約を行う。 2 他区で本を用意。この際、他区の地域館に該当の本があった場合、他区の巡回便で中央館に運ぶ。 3 他区中央館から、都立図書館が実施する週 1 回の定期便で都立図書館(東京都港区)へ本を運ぶ。 4 都立図書館からの定期便により、大田図書館(区の中心館)へ本が届く。 5 大田図書館から各地域館へ巡回便で本を運ぶ。 6 本の貸し出す準備ができた後、利用者様に連絡。 区内の図書館間では 1 日に 2 ～ 3 便の巡回便があるため、在庫のある本は数日で手配が可能。上記の流れのとおり、他区所蔵の本は都立図書館を経由することや、区ごとに曜日の異なる週 1 回の定期便での配送となるため、最低でも 2 週間程度は時間をいただく。また、予約状況などを理由に 1 か月以上かかることもあるため、現状では難しい状況であるが、なるべく早く希望の図書が届くよう努める。

(2)	□コロナ・インフルエンザ予防接種が今年度有料となった。足立区は自己負担 0 円、品川区はインフルエンザ 0 円・コロナ 2,500 円であるが、大田区は両方とも 2,500 円と物価高騰で年金生活者は大変厳しい内容。なぜ自己負担になったのか、他区より負担額が多いのか。 ■高齢者のインフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症定期予防接種は、法律の定める定期接種B類に分類され、個人の重症化を予防するための接種は実費を徴収することができるものとされている。 区はこれまで、基本的な自己負担額を 2,500 円とするものの、東京都補助の活用や新型コロナウイルス感染症との同時流行による医療機関のひっ迫等を鑑み、集団的な感染予防のため、年度により自己負担額を免除としていた。 インフルエンザと同様に、高齢者向けの他の予防接種（高齢者肺炎球菌ワクチンや带状疱疹ワクチンなど）も自己負担をお願いしている。 物価の高騰により高齢者の方々に負担をかける形となるが、今後も直近の経済情勢や区の財政状況を踏まえ、金額の見直しを検討するためご理解いただきたい。
(3)	□先日、ヘルプマークの交付を希望し区役所へ行った。その際、区ではヘルプマークの配布を行っていないとのことで、代わりに配布場所の案内と「ヘルプカード」をもらった。 独自の取り組みであるヘルプカードの存在を初めて知り、きめ細やかな支援体制に大変心強く感じたが、実際に利用を考える中で以下の 2 点について不便さと不安を感じている。 ①周知不足の懸念： ヘルプカードは素晴らしい取り組みだが、区外の方や一般の方への認知度がヘルプマークに比べてまだ低く、いざという時に周囲の理解を得られるか不安がある。 ②情報の乖離： インターネット上の情報では「区役所で配布」とされていることが多く、窓口で受け取れないことに困惑した。 ヘルプカードにも「マークとは意味合いが異なる」旨の記載があるとおおり、視認性の高いヘルプマークを必要としている区民は多いはず。利便性向上のために区役所窓口でのヘルプマーク配布を検討いただきたい。 ■区が作成しているヘルプカードは、あらかじめ必要な情報をカードに記載し、災害時や外出先での緊急時において手助けを求めるために使用するもので、区施設等で配布している。 なお、周知は、区ホームページへの掲載、区施設等でのポスターやデジタルサイネージによる掲示などにより行っているが、今後も様々な機会及び媒体を通じて周知を進めていく。 一方、ヘルプマークは、外見からは分からなくても援助が必要な方のためのマークで、障がいのあることを日ごろから認識してもらうためのもので、東京都が作成している。このため、区内での配布場所は都営地下鉄馬込駅・西馬込駅や都立荏原病院といった東京都の施設になる。区施設での配布は、東京都にご要望として伝える。ご理解いただきたい。

(4)	□区が土葬許可証を発行したと話題になっていますが事実か、本当であれば許可理由を教えてください。誤解であれば願っている。 ■区で土葬を許可している地域はない。 『大田区墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則』の第7条に記載されているとおり、大田区全域を土葬禁止区域としている。
-----	---

Ⅲ豊かな環境と産業の活力で持続的に発展するまち

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	□リチウムイオン電池の廃棄方法が限定されていて不便。家電量販店等は、膨張や故障、ひび割れ、リサイクル表示無しなどがあると引き取ってもらえない。他の地域では膨張したモバイルバッテリー等無料で引き取ってもらえる施設等があるので大田区でもそういった施設リサイクルボックス等を作らないと、燃えるごみ等で廃棄してしまう人が増えると思う。有料で引き取る業者もあるが無料で廃棄したい人が多いと思う。 リサイクルマーク、膨張、故障していても無料で引き取ってもらえる施設、リサイクルボックスを作してほしい。 ■リチウムイオン電池をはじめとする小型充電式電池は、メーカーや輸入販売事業者に自主回収・リサイクルが義務づけられているため、処分については、まずは、販売店や、小型充電式電池のリサイクルを推進している（一社）J B R Cに相談するようお願いしている。ご指摘のとおり、いずれにおいても回収してもらえない電池も存在するので、そのような場合には、区役所のごみ減量推進課、または、管轄の清掃事務所に直接持ち込んでいただく形で回収を行っている。 小型充電式電池による火災事故が増加している中、電池の適正処理に向けた取組を一層推進する必要があると強く認識しているので、今後、小型充電式電池の回収については、安全性や区民の皆様の利便性等を考慮しながら、効果的な手法を検討していく。 ※令和8年5月に、小型充電式電池回収ボックスを区内20か所に設置し、膨張したりリチウムイオン電池やモバイルバッテリー等の回収を実施している。
(2)	□1月から物価高の負担軽減のためのキャンペーンが始まったが、10%から5%還元は無いよりもあった方がいいが、多くは飲食店であり、区民の負担軽減になっていないと感じる。何度か行っている施策だが、これについて区としてどう評価しているのか。 ■区では、令和7年8月に中小店のキャッシュレス決済の導入促進を目的として、キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンを実施。導入状況は、キャンペーン前と比較して、導入した店舗が増となり、事業目的に対して一定の成果が得られたと評価する。 令和8年1月31日まで実施予定のキャッシュレス決済ポイント還元キャンペーンは、生活応援を目的とし、8月には対象としていなかった大手スーパーを対象とするなど対象店舗数を広げて実施している。 結果は、事業終了後に受託事業者からの実績に基づき評価などを行う予定。 ※結果については、令和8年4月15日地域産業委員会で報告済。

(3)	□近隣の方が公道や自宅周辺で頻繁に喫煙され、大変困っている。引っ越して以来 20 年以上この状況が続き、洗濯物にタバコの臭いが付くなど、実質的な被害を受けている。しかし、近所付き合いの関係もあり、地域の住民の中で直接注意できる人はいないのが現状。少なくとも、路上喫煙を禁止している大田区においては、時代の流れや健康意識の高まりを踏まえ、もう少し配慮をいただきたい。 行政から、例えば「自宅内で空気清浄機を使用しながら喫煙する」など、周囲に配慮した喫煙方法について助言することは可能か。本人は近隣に迷惑をかけている自覚がなく、悪意のある行動ではないと感じるので、第三者的な立場である行政からの穏やかな指導が有効かと考える。 勤務先でも、近年はタバコによる「スメハラ（スメル・ハラスメント）」について議論される機会が増え、社内でも所定の空気清浄機の設置された喫煙場所でのみ喫煙が認められ、社会全体でも喫煙マナーへの意識が高まっている。地域としても対応可能であれば、区役所からその方へ電話やチラシ等でのお知らせも効果があるのではないかと検討いただきたい。 ■現行の「大田区屋外における喫煙マナー等に関する条例」では喫煙する際は周りに配慮することが定められている。 区では、上記の条例を周知するため相談のあった地域への指導員派遣による巡回指導を行っているため、指摘のあった地域周辺の詳細な時間帯を教えていただければ、指導員を派遣し重点指導を実施する。 条例の内容をより多くの区民に周知することで生活環境の向上に努めていくので、ご理解いただきたい。
-----	---

IV安全・安心で活気とやすらぎのある快適なまち

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	□夜になると、久が原駅からは、環八沿いまで歩く人通りがかなり少なく、お店もほとんどない。鵜の木駅は、更に、もっと暗い。とても怖い感じがする。 久が原駅から環八までは、防犯カメラが設置されているが、環八沿いから入った道には見つけられなかった。費用の問題があるかと思うが、防犯カメラの設置について検討いただきたい。 ■公道等の防犯カメラは主に自治会・町会等の地域団体が設置をし、区は、地域団体が防犯カメラの設置や維持管理を行うための経費について補助を行うという形で支援をしている。そのため、防犯カメラの設置の希望は、自治会・町会の防犯部などにご相談いただきたい。 区は、自治会・町会への設置補助事業を推進して、防犯カメラの設置を進めていきたいと考えている。区民の皆様の安全・安心のため、引き続き地域防犯力の向上に取り組んでいく。

(2)	□呑川に生息するカルガモの営巣がはじまり、道々橋から仲之橋にかけてヒナ2羽を連れた親子、霊山橋から若宮橋にかけてヒナ7羽を連れた親子がいる。河床清掃で危害を加えないように願うとともに、河床清掃で餌となる藻を完全に除去することなく、水際の浅いところ、置石の根本付近は少しくらい残して清掃作業をしてほしい。 ■呑川の霊山橋から若宮橋区間の清掃作業はすでに完了している。道々橋から仲之橋にかけては、6月分の河床清掃作業は作業途中のため、未清掃箇所には、カルガモの親子に十分注意し作業する。 呑川は、ユスリカの大量発生により近隣住民や歩行者等に多大なご迷惑をおかけしている状態であるため、河床清掃はカルガモのヒナにも考慮し、継続して清掃していく。
(3)	□今年の8月の一定期間に公園で花火ができることがたまたまわかり、初めて2歳の子ともとやり、とても喜んでくれた。東京で花火ができると思っていなかったのが驚いた。今年は試行でしたが、もし可能であれば来年以降も続けていただけると大変ありがたい。ごみの問題、安全の問題などあると思うが、花火ができる公園の数を増やすことを検討いただきたい。 ■花火利用の試行実施に参加いただき、また、お子様にも喜んでいただき、大変うれしく思う。試行期間は8月17日で終わったが、8月末まで区HP上でアンケートを受け付けている。区では、今後こういったアンケート結果や地域の方々の意見を聞いて、ごみや騒音・煙といった課題を整理したうえで来年以降の実施について検討していく予定。今回の「花火ができる公園を増やしてほしい」ということも検討していくうえでの貴重な意見として受け取らせていただく。
(4)	□1歳の子ともとふるはま公園に行くことが多く、砂場以外の歩道エリアも犬と人のエリアを分けてほしい。複数の犬を連れたペットシッターの方などが歩いており、赤ちゃんが歩いているととても危険に感じることがある。友人から大型犬に乗っかれそうになったことや噛まれそうになったことがあると聞き、とても怖く感じている。エリア分けを検討いただきたい。 ■大森ふるさとの浜辺公園は、家族連れの方を始め、お年寄りの方、ペットを連れた方、ランニングしている方、自転車利用の方など、多くの方々が利用している。園路は、こうした多様な方々が最も多く利用する施設であるため、特定の利用者を制限することは、特段の危険がない限り、難しいと考える。 ペットの散歩は、リードを付けて飼い主が制御するようお願いしているが、危険を感じた場合は公園スタッフからの声掛けも可能のため、お知らせください。また、当該人物に警告の効果がない場合は、警察への通報も効果的と考えられる。

(5)	□大田区は十分に整備された幅が広い歩道が多いが、反面自転車も通行しやすいために自転車通行可以外で歩道を走行する自転車が後を絶たない。 令和8年4月から自転車の違反行為の取り締まりが強化されることに伴い、特に幅の広い歩道において自転車の通行ができない旨および4月から取り締まり対象になる旨の啓蒙を区として行う予定はないのか。 田園調布警察署所轄の交番では、4月以降は取り締まり等を行う予定とのことなので、区内警察署と連携し、広告してほしい。 ■4月から道路交通法が改正し、自転車に対しても自動車等と同様に「交通反則通告制度（青切符）」が導入される。自転車は原則車道通行であるが、13歳未満の子どももしくは70歳以上の高齢者の場合や、道路工事などで車道通行が困難な場合などは歩道を通行することができる。 区内では、近年自転車に関与する交通事故件数が増加していることから、自転車のルールやマナーについて、警察と連携し「自転車安全利用五則※」の内容をはじめとするパンフレットの配布や自転車安全教育などを行い周知や啓発を図っている。 道路交通法の改正は、詳細なルールについて警察庁が作成している「自転車ルールブック」を区ホームページで案内しているほか、交通安全イベントなどでも周知を行っている。 区内各警察署と連携し、より効果的な自転車のルールやマナーなどの交通安全啓発を継続的に行い、交通事故の減少と安全なまちづくりに努めていく。 ※自転車安全利用五則 1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認 3 夜間はライトを点灯 4 飲酒運転は禁止 5 ヘルメットを着用
(6)	□本日通りかかった場所で建物の解体作業が行われていた。自転車での信号待ちの際、解体時に発生するチリなどが飛散していたように思う。建物と接する場所には囲いがあつたが、道路側には囲いがなかったため安全作業には見えなかった。許可をとった解体業者による作業だったのか。今後近くで同様の解体作業が行われる場合は不安に思うので、確認してほしい。 ■建物の解体工事で発生している粉塵、道路側の囲いなどの安全対策について、区から解体業者へ連絡し、発生する粉じんに対して散水等で周辺への配慮をすること、道路側の囲いについては必要な安全対策を行うことを指導した。また、解体業者については建設業許可を取得している工事業者であることを確認している。

(7)	□洗足池桜山南面、東面の斜面の擁壁と側溝の修築中の石垣は、一見して、既存の洗足池を巡る遊歩道や洗足八幡神社の石垣にくらべ、大きな石と石の隙間が大きく、そのすき間に小さな石を何個もつめこんであり、見てくれが悪く、粗雑感がある。一方、既存の石垣は、石と石の組み合わせが絶妙で、隙間があまりなく、あっても、大方は、小さな石1個でふさいであり、芸術的ともいえる出来栄で、両者の差は歴然。 昔の石工の技術がなくなってしまったのか、経費節減のためか、わからないが、残念に思う。 ■ご指摘のとおり、かつては豊富に採掘される石材を用いて美観を重視した隙間のない石積擁壁を築造してきた時代があった。一方で、こうした石積擁壁は石材のみを組み合わせるという手法のため、大きな地震に耐えられないという短所もある。 現在進めている擁壁の改修には、近年の地震対策も踏まえて石積の裏側をコンクリートで固める工法を採用している。石のすき間については、当初は人工的な景観となっているが、経年変化に伴い自然になじんでいくものと推測している。今後も、名勝洗足池公園における改修工事に対するご理解とご協力をいただきたい。
-----	--

V 持続可能な自治体経営

No.	□ 区民の声の要旨 ■ 回答・処理経過の要旨
(1)	□2026 年度から施設の使用料金が改訂されるが使用料金の設定の考えが、施設の運営など原価等から設定すると聞いた。 区民が利用しやすい使用料と考えるが原価と言う考えは、どこから話が出たのか、区からか、議会からか教えてください。この原価の考えは議会が承認したと考えるのは正しいのか。 ■公共施設を管理運営し、施設サービスを提供するには、施設の維持管理や人件費などの経費が伴う。 これらの経費は、施設サービスを利用する方が負担する施設使用料と税金によりまかなう仕組みとなり、施設使用料は、対象経費等を基に算出している。 この算出方法は、区民の皆様の負担の公平化を実現し、よりいっそう受益者負担の適正化に資するとともに納得感を得られるものとなるよう、「施設使用料の基本的な考え方」として令和6年7月に区が制定している。 この基本的な考え方に基づき、各施設の使用料を定めた条例を改正し、条例改正時は議会の議決を得ている。 今後も、区民負担の公平性確保と施設サービスの維持・向上を目指す。 (区ホームページ) https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/suuji/yosan_kessan/hakusho_jyoukyou/r07sisetsusiyouryou.files/01_sisetsusiyouryounokaitai.pdf

(2)	□（自分の住む一帯は）同じ住所で配送物の誤配や、配送業者が家を見つけられず持ち帰りになることが多い。例えるならマンション名は分かるけれど部屋番号が分からないような状態なので配送が住所だけで届くように改善してほしい。 ■住所の“号”にあたる「住居番号」は、住所の“番”にあたる「街区」の外周道路におおむね 15m間隔で振られた基礎番号と、建物の主要な出入口の位置からつけられる。そのため、同じ基礎番号の間隔内に出入口を持つ建物は、同じ住居番号がつけられることとなる。複数の建物が同じ私道などを通して街区の外周道路にでる場合も、同じ住居番号がつけられることとなる。 同じ住居番号に複数の建物があり誤配等が懸念される場合、表札と住居表示プレートを建物出入口付近につけることを検討いただくようお願いしている。 住居表示プレートは、建物の新築届をいただいた際に当区から渡しているため、手元にならない場合は、建物所有者の方が大田区役所本庁舎 1 階 2 番窓口までお越しいただきたい。 なお、同番号の建物と住所の表記を区別するために、自宅建物に数字以外の名称（例として「A」など）を追加し、住所の方書（建物名称）として住民票に記載することは可能。（例：蒲田五丁目 1 3 番 1 4 号 A） 方書を追加する場合は、区役所または特別出張所にてお申し出いただきたい。方書の名称のプレートは、ご自身で用意いただき、住居表示プレートとともに建物出入口付近にお付けいただきたい。 方書の追加をされる場合の受付場所等は次のとおり。 受付場所 大田区役所本庁舎 1 階 6 番窓口または特別出張所 受付時間 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 持参するもの 身分証明書（運転免許証、健康保険証など） マイナンバーカード（お持ちの場合のみ） 国民健康保険証（お持ちの場合のみ）
(3)	□住宅用家屋証明書の郵送申請ができない件について、他のほとんどの区役所では郵送申請で認められている。足立区役所は郵送とオンライン上で請求して電子決済もできる。弊社は少人数で運営、直接窓口に行く時間を捻出するのが難しい時がある。 オンライン請求、電子決済のシステム導入が難しい場合は郵送申請だけでも認めていただきたい。 ■住宅用家屋証明書は、申請内容について審査を行っており、郵送の場合、不足書類や誤記載等の不備などがあつた際のやり取りに時間を要することから、申請の受付を窓口のみとしている。 現時点での郵送受付は行っていないが、今後、電子申請取扱いの拡大など情勢の変化等によっては、オンラインや郵送申請の受付も検討していく。今後とも区政への理解と協力をお願いする。

(4)	□ 2月に行われた衆議員選挙で不正は行われなかったか。大事な選挙だったので一票を投じた身として大丈夫だったか知りたい。 選挙の不正があった件については、選挙の不正があった事を公表したことは良かったと思う。 ■大田区選挙管理委員会では7月の参院選における不適正処理をうけ、外部の有識者や弁護士、地域代表者等から構成される第三者委員会「大田区選挙事務不適正処理再発防止委員会」にて、再発防止策についてについて議論を重ねてきた。 先に執行された衆議院議員総選挙では、本委員会での議論を踏まえ、開票事務において不適正な数値修正が行われないよう、集計前に事務長及び事務局長による確認を行うなどチェック体制を強化するとともに、異常事態発生時の対応フローチャートを整備した上で選挙に臨んだので、過去に問題となった不適正処理は行われていない。 再発防止及び選挙事務の改善に全力で取り組み、区民・有権者の皆様からの信頼回復に努めていく。
-----	--

専門相談

広聴広報課の職員が受ける相談のほかに、区では日常生活で直面する諸問題を解決するため、専門知識を持った経験豊かな相談員が定期的に相談（無料）を受けています。区内在住・在勤・在学の方が対象です。

令和7年度の専門相談の利用実績は次のとおりです。

法律相談〔予約制〕

3,142 件

相談員：弁護士

相談内容：借地・借家・相続・離婚・金銭問題等の日常生活に関する法律相談

受付日時：毎週月・水・金曜日 午後1時30分～3時10分

予約先：広聴広報課広聴担当 電話 03-5744-1135 オンラインは区ホームページから

場所：区役所2階 区民相談室

不動産取引相談

148 件

相談員：宅地建物取引士

相談内容：不動産取引一般に関すること

受付日時：毎月第1・3木曜日 午後1時～3時（受付時間）

場所：区役所2階 区民相談室

登記相談〔予約制〕

191 件

相談員：司法書士

相談内容：不動産、会社等の登記・申請に関する相談

受付日時：毎月第3火曜日 午後1時～3時30分

予約先：広聴広報課広聴担当 電話 03-5744-1135

場所：区役所2階 区民相談室

税務相談〔予約制〕

369 件

相談員：税理士

相談内容：所得税、相続税等の税金に関する相談（確定申告の相談は除く）

受付日時：第2・4木曜日 午後1時～3時30分

予約先：広聴広報課広聴担当 電話 03-5744-1135

場所：区役所2階 区民相談室

公証相談

44 件

相談員：公証人

相談内容：遺言、相続、金銭貸借等の証書作成、文書の認証、確定日付に関する相談

受付日時：毎月第1火曜日 午後1時～3時（受付時間）

場所：区役所2階 区民相談室

社会保険労務相談

87 件

相談員：社会保険労務士

相談内容：健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険等の社会・労働保険及び労務管理に関する相談

受付日時：毎月第1・3火曜日 午後1時～3時30分（受付時間）

場所：区役所2階 区民相談室

人権・身の上相談

40 件

相談員：人権擁護委員

（人権擁護委員は、法務大臣が民間の有識者の中から委嘱し、国民に保障されている基本的人権を擁護するとともに自由人権思想の普及と高揚に努めることを使命としています。）

相談内容：人権を侵害されたり、家庭内や近隣のお付き合いの中での悩みごと等

受付日時：毎月第2・4火曜日 午後1時～2時30分（受付時間）

場所：区役所2階 区民相談室

健康相談（一般・メンタルヘルス）〔予約制〕

166 件

相談員：産業医の資格を持つ医師・産業保健師

相談内容：自分又は家族の健康に関すること

受付日時：毎週木曜日（メンタルヘルスは月1回）午後1時～予約者の相談終了まで（未実施日有）

予約先：大田地域産業保健センター 電話 03-3772-2402

場所：区役所2階 区民相談室

行政相談

14 件

相談員：行政相談委員

（行政相談委員は、総務大臣が民間の有識者の中から委嘱し、国等の行政の仕事についての意見・要望・苦情を受けて、公平・中立な立場から必要な斡旋を行い、行政運営の改善に役立てることを使命としています。区には9名の委員がいます。（令和8年4月1日現在）

相談内容：国等の行政全般に関する要望、意見、苦情等

受付日時：毎月第1・3火曜日 午後1時～3時（受付時間）

場所：区役所1階 南側ロビー

（特設：毎月第2水曜日 午後1時30分～3時30分（受付時間） アトレ大森5階）

行政手続無料相談

79 件

相談員：行政書士

相談内容：戸籍、相続、外国人在留、官公庁への許認可等の手続きに関すること

受付日時：毎月第4木曜日 午後1時～3時30分（受付時間）

場所：区役所1階 南側ロビー

土地家屋調査士無料相談

81 件

相談員：土地家屋調査士

相談内容：土地・建物の調査・測量、境界線問題及び不動産の表示登記など

受付日時：毎月第1水曜日 午後1時～3時30分（受付時間）

場所：区役所1階 南側ロビー

区民と区長との懇談会

「区民と区長との懇談会」は、区民の声を区長が直接お聴きし、これからの区政運営に役立てることを目的としています。

1 実施概要

(1) 開催日時

令和7年12月12日（金）

(2) 開催場所

羽田イノベーションシティ PiOPARK

(3) 主催

大田区、(公財)大田区産業振興協会

(4) 懇談会テーマ

「大田区が住みたい都市になるためには
～放課後に利用できるこんな居場所（遊び場）が欲しい～」

(5) 参加者

大森学園高等学校 生徒4名

東京実業高等学校 生徒4名

羽田国際高等学校 生徒3名

立正大学附属立正高等学校 生徒4名

2 グループ討議での意見（一部抜粋）

- ・図書館以外の自主学習ができるスペースが欲しい
- ・学校以外でも練習できる場所や、成果をみんなに発表できるような音楽スタジオを増やして欲しい
- ・周囲を気にせず球技が楽しめる公園を作って欲しい

3 区長との懇談

- ・区の魅力を次の世代まで繋げていける大田区を目指している
- ・皆さんの声を活かし、遊びに行きたいと思える公園を増やしていきたい。そのためには皆さんがルールを守ることが大切
- ・高校生が元気でこそ活力のある良い街になる。そういう街が作れるよう、今後も皆さんの意見を聞いていきたい
- ・大田区には様々な「一番」や、若者が活動できる場所がたくさんあるが、それが十分に伝わっていない。どのようにしたら若い世代にも伝わるのか、伝わる情報発信を私たちと一緒に考えて欲しい

4 当日の様子



5 参加者の声（アンケートから）

- ・自分の意見を伝えながら他の意見も取り入れて考えていくという良い練習ができた。回数を重ねるごとにコミュニケーション能力や発表する力が身につくと思う
- ・懇談会を通して、考えたことを区長や副区長に伝えることができた。少しでも大田区で長く住みたいと思える人が増える区になるのではないかなと思う
- ・実際に実現したらとても良い街づくりになると思う。また、高校生だけでなく様々な年齢層の方に対して何ができるか考えていこうと思う

6 意見に対する区の取り組み（懇談会の成果）

特に意見が多かった「自習スペース」「音楽スタジオ」について、1月に大田区公式 LINE での検索機能を実装し、中高生の居場所事業として用意している「中高生が利用できるスペース」の周知を図った。

今回、居場所として利用できる区施設が十分に認識されていないことが分かったので、高校生にとっても住み続けたい都市ナンバーワンを目指し、さらなる周知の強化に取り組む。



区民意見公募手続 (パブリックコメント)

区民意見公募手続（パブリックコメント）は、計画等の策定にあたり区民意見の反映に努めるとともに、その結果を区民等に説明する責任を果たすことにより、区の行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって開かれた区政の実現を目指すことを目的とするものです。

区では平成 20 年 4 月から実施しています。

提出された意見や提案は、それに対する区の考え方を決定した計画等と併せて公表します。

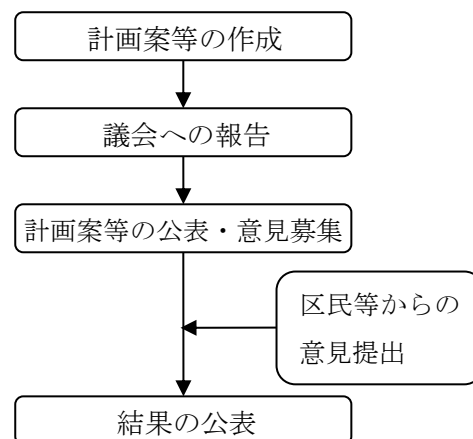
概要

◎実施機関

区長及び教育委員会が実施します。

◎対象となる計画等

- ・ 区の総合的な施策に関する計画等の策定及び重要な改定
- ・ 各行政分野の施策の基本方針又は基本計画の策定及び重要な改定
- ・ 区政運営に関する基本的な方針等を定めることを内容とする条例の制定、改正及び廃止
- ・ その他実施機関が必要と認める計画等



◎計画案等の公表と意見募集

計画案は、担当課窓口、区政情報コーナー、区ホームページ等で公表し、区民等から意見を募集します。募集期間は、公表した日からおおむね 3 週間とし、担当課への持参、郵便、ファクシミリ、電子メールにより提出することができます。

◎計画等の決定と公表

実施機関は、提出された意見を十分考慮して計画等を定めることとし、計画等を定めた場合は、提出された意見の要旨とその意見に対する区の考え方を公表します。

◎議会への報告

実施機関が計画案の公表をしようとするときは、公表をする前の適切な時期に報告します。

令和7年度 区民意見公募手続（パブリックコメント）実施状況

	案 件 名	意見募集期間	提出者数	意見件数
1	地域公共交通計画（新空港線第一期整備区間沿線地域）（素案）	令和7年8月21日から 令和7年9月11日まで	76	251
2	地域力を生かした大田区まちづくり条例	令和7年9月19日から 令和7年10月10日まで	3	10
3	大田区農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（素案）	令和7年10月1日から 令和7年10月21日まで	0	0
4	大田区空家等対策計画	令和7年11月11日から 令和7年12月3日まで	3	6
5	改定蒲田駅周辺再編プロジェクト（素案）	令和7年11月11日から 令和7年12月9日まで	18	40
6	大田区文化芸術推進プラン（素案）	令和7年11月14日から 令和7年12月5日まで	2	4
7	第9期大田区男女共同参画推進プラン	令和7年11月18日から 令和7年12月8日まで	38	178
8	おおた健康プラン（第四次）	令和7年12月3日から 令和7年12月23日まで	14	28
9	大田区歴史的風致維持向上計画 素案	令和7年12月5日から 令和8年1月5日まで	5	16
10	大田区パークマネジメントマスタープラン	令和7年12月10日から 令和8年1月8日まで	16	60
11	下丸子駅周辺地区グランドデザイン(素案)	令和7年12月11日から 令和8年1月6日まで	10	16
12	下丸子駅周辺地区都市基盤整備方針(素案)	令和7年12月11日から 令和8年1月6日まで	11	15
13	大田区一般廃棄物処理基本計画（素案）	令和7年12月16日から 令和8年1月6日まで	14	24
14	大田区災害復興ビジョン	令和7年12月22日から 令和8年1月13日まで	3	5
15	第二次大田区再犯防止推進計画	令和7年12月24日から 令和8年1月13日まで	8	33
16	大田区新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）	令和8年1月26日から 令和8年2月13日まで	1	1
17	令和8年度大田区食品衛生監視指導計画（案）	令和8年2月2日から 令和8年2月20日まで	0	0
18	国民年金事務及び特別障害給付金に関する事務に関する特定個人情報保護評価書（案）	令和8年2月12日から 令和8年3月13日まで	0	0
19	東京都市計画生産緑地地区の都市計画変更案	令和8年2月26日から 令和8年3月12日まで	0	0
総 計			222	687

大田区政に関する世論調査

大田区政の各行政分野における区民の意向・要望・生活実態を把握するとともに、今後の区政運営や施策立案の基礎資料とするため、「大田区政に関する世論調査」を実施しています。

過去3回の実施結果は以下のとおりです。

◆令和7年度

調査対象	大田区内に在住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数	4,000人
調査方法	郵送調査
調査期間	令和7年5月28日（水）から6月16日（月）まで
回収数	1,716人（電子申請での回答含む）
回収率	42.9%

◆令和5年度

調査対象	大田区内に在住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数	4,000人
調査方法	郵送調査
調査期間	令和5年5月31日（水）から6月19日（月）まで
回収数	2,021人（電子申請での回答含む）
回収率	50.5%

◆令和3年度

調査対象	大田区内に在住する満18歳以上の男女個人（外国人を含む）
標本数	4,000人
調査方法	郵送調査
調査期間	令和3年7月14日（水）から8月2日（月）まで
回収数	2,287人（電子申請での回答含む）
回収率	57.2%

わたしの提案（区民提案制度）

「わたしの提案」は、区民から区政に対する提案をいただき、区の施策の運営や業務の見直し等の参考として活用させていただく制度で、平成 27 年 2 月から実施しています。

受理された提案に対しては、提案の要旨及びそれに対する区の調査検討結果を公表します。

概要

◎提案できる方

大田区内在住・在勤・在学の方（ただし、大田区議会議員、大田区職員を除く）

◎提案の内容

以下のいずれかに該当する、創意工夫に基づく建設的な内容

- ・ 区民の福祉が増大すること
- ・ 行政のサービス水準が向上すること
- ・ 公益上有効であること

◎提案の方法

- ・ 「わたしの提案用紙」により、郵送又は持参
（提案用紙は広聴広報課広聴担当、各特別出張所、各図書館に設置）
- ・ 区ホームページの専用入力フォームから送信

◎提案の公表

提案内容及び調査検討結果の要旨は、広く区民へお知らせするため、個人が特定できない形で、区ホームページ等に掲載する場合があります。

※個別回答はいたしません。

令和 7 年度実施状況

受付件数 33 件

受理件数 1 件

（注釈）調査検討の対象としなかった提案は、意見・要望として取扱いしました。

区政情報コーナー

区政情報コーナーは、区民への区政等の情報提供の場として開設しています。大田区（一部、東京都を含む）が発行、作成した調査報告書や事業概要、各種刊行物等区政に関する資料の閲覧、貸出、販売、コピーサービス（有料）を行っています。

場所及び利用時間

場 所：大田区役所本庁舎 2 階

利用時間：月曜日～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時（休日、年末年始は休み）

《区政情報コーナー入口》



《区政情報コーナー内》



利用状況

1 年度別利用者数

年度	開室日数	利用者数	1 日平均 利用者数
令和 7 年度	242 日	10,565 人	43.6 人
令和 6 年度	243 日	12,724 人	52.3 人
令和 5 年度	242 日	13,081 人	54.0 人

2 令和 7 年度 月別利用者数及び図書貸出件数

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
利用者数	909 人	810 人	916 人	950 人	816 人	751 人
図書貸出人数 及び冊数	2 人 5 冊	2 人 3 冊	5 人 14 冊	3 人 5 冊	4 人 9 冊	2 人 2 冊

月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
利用者数	1,120 人	1,265 人	700 人	704 人	808 人	816 人
図書貸出人数 及び冊数	5 人 8 冊	1 人 1 冊	2 人 2 冊	4 人 7 冊	3 人 7 冊	4 人 12 冊

◇令和7年度 主な貸出区政資料◇

タイトル
大田区基本計画・大田区持続可能な自治体経営実践戦略 概要版
大田区基本構想 令和6年3月
大田区鉄道沿線まちづくり構想
てくテク大田 41～44 (1995. 2月制作分)「福祉の現場」他
大田区政五十年史 通史・事業史

3 保管資料数

7,617冊 (令和8年8月1日現在)

4 令和7年度有償頒布物販売実績

1,242部 921,300円

◇令和7年度 有償頒布物 年間販売数 トップ5◇

順位	タイトル	販売部数
1	川瀬巴水 2026年カレンダー	50部
2	大田区地域地区図 (令和7年3月作成)	38部
3	大田区都市計画施設図 (令和7年3月作成)	21部
4	大田区基本構想	18部
5	大田区基本計画・大田区持続可能な自治体経営実践戦略	10部

◇令和7年度 はねぴょんグッズ 年間販売数 トップ5◇

順位	タイトル	販売部数
1	ネクストラップ (青)	101個
2	黒湯	94個
3	ぬいぐるみストラップ	84個
4	アクリルキーホルダー (飛行機)	59個
5	型抜き付箋	53個

区民の声

— 広聴・相談 1 年の記録 —

No.73

（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月）

令和 8 年 9 月発行

編集・発行 大田区企画経営部広聴広報課

〒144-8621 大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電話 03-5744-1135 FAX 03-5744-1504



大田区公式PRキャラクター

はねぴょん